

《該当箇所》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

2. 災害発生時対応フロー 【資料1】

2. 1 地震時 ページ：A-3. A-4. A-6

2. 2 風水害時 ページ：A-7. A-8. A-10

《提案理由》

地域派遣職員の配備と基準を見直し、業務内容を明確にするもの。

問題点①：建設部からの派遣は、現場での判断も必要であることから、係長級以上での対応を原則としており、13時間交代を前提とした体制であったため8時間交代とした場合、対応できなくなつたため。

問題点②：地域支援班水口地域は地域コミュニティ推進課だけで、甲賀市の人口の4割を占める水口地域の対応をすることは難しいため。

《提案者》

甲賀市（総合政策部〔危機管理課・地域コミュニティ推進課〕・

総務部・建設部・こども政策部・健康福祉部）

《修正案 2. 災害発生時対応フロー 地震》

総務部 : ○総務部より 10 名地域派遣職員を配備【総務部】

※災害情報・被害状況に応じて人数、派遣先を総括班・市民支援班と協議のうえ調整する。

建設部 : ○建設部より 5 名地域派遣職員を配備【建設部】

○地域派遣職員の配備について、災害情報・被害状況に応じて総括班・市民支援班と協議うえ調整する。【建設部】

総合政策部危機管理課 :

○地域派遣職員の派遣判断に関すること

留意事項追記 :

【地域派遣職員】

※総務部は 10 名、地域派遣職員を配備する。

※建設部は 5 名、災害情報・被害状況に応じて地域派遣職員を配備する。

※地域派遣職員は、派遣先の中核市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、必要に応じて現地対応も行う。(現地対応・管内の情報収集等)

※原則としてそれぞれの地域に派遣するが、災害の状況に応じて、特定の地域に多く派遣したり、派遣しなかったり臨機に対応する。

※集合場所は、原則甲賀市役所とするが、状況に応じて、直接指定する中核地域市民センターに派遣する。

《修正案 2. 災害発生時対応フロー 風水害》

総務部：○総務部より 10 名地域派遣職員を配備【総務部】

※災害情報・被害状況に応じて人数、派遣先を総括班・市民支援班と協議のうえ調整する。

建設部：○建設部より 5 名地域派遣職員を配備【建設部】

○地域派遣職員の配備について、災害情報・被害状況に応じて総括班・市民支援班と協議うえ調整する。【建設部】

総合政策部危機管理課：

○地域派遣職員の派遣判断に関すること

こども政策部第二号体制上段：

○所管施設の被害調査に関すること [子育て政策課 発達支援課・保育幼稚園課]

留意事項追記：

【地域派遣職員】

※総務部は 10 名、地域派遣職員を配備する。

※建設部は 5 名、災害情報・被害状況に応じて地域派遣職員を配備する。

※地域派遣職員は、派遣先の中核地域市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、必要に応じて現地対応も行う。(現地対応・管内の情報収集等)

※原則として土砂災害・河川氾濫の危険性の高いと見込まれる地域を優先に派遣するが、災害の状況に応じて、特定の地域に多く派遣したり、派遣しなかったり臨機に対応する。

※集合場所は、原則甲賀市役所とするが、状況に応じて、直接指定する中核地域市民センターに派遣する。

《該当箇所》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

3 地震時の対応

3. 1 配備基準 ページ：A-13～14

(2. 災害発生時対応フロー) 【資料1】

2. 1 地震時 ページ：A-3～8

《提案理由》

「南海トラフ地震に関する情報」が発令された際の災害警戒体制の配備基準を明確にするもの。

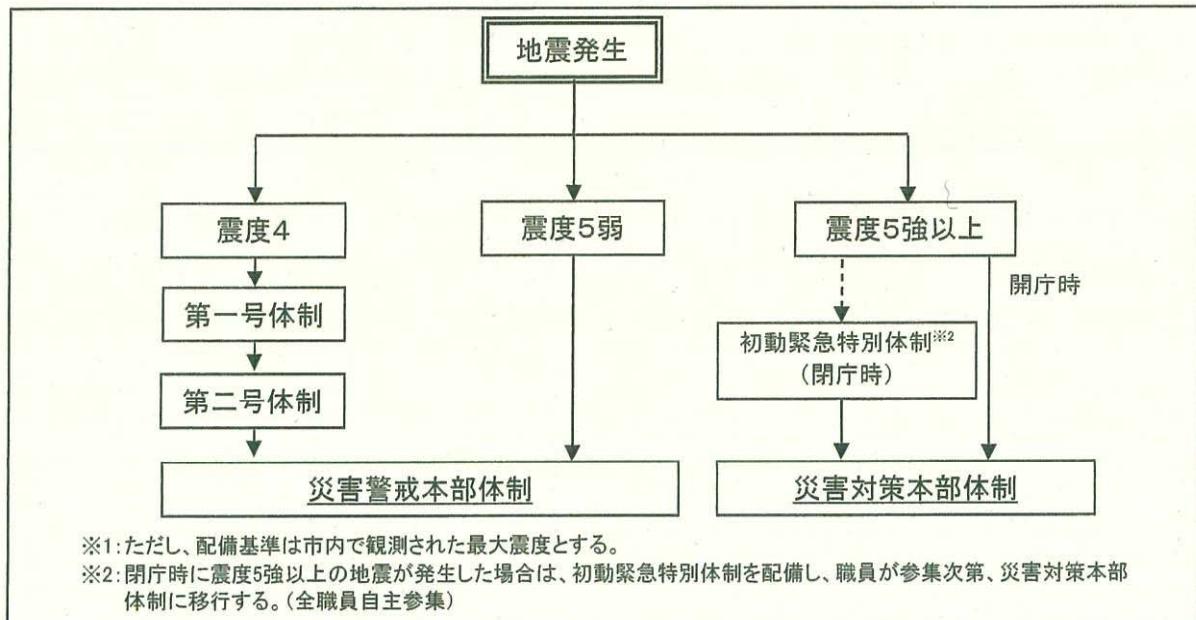
《提案者》

総合政策部（〔危機管理課〕）

3. 地震時の対応

3.1 配備基準

市内で地震が発生した場合における配備体制と配備基準は以下のとおりとする。



※参集場所は、原則として当該勤務場所とする。

体 制	配備内容	配備基準	備考
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備 	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	第一号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、第二号体制に移行する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置の連絡体制整備 ・情報発信（報道、市民）の開始 	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	第二号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、災害警戒本部体制に移行する。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置 	震度5弱の地震が発生したとき	災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じて自主参集とする。
(閉庁時の発災) 初動緊急特別体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動（情報収集、職員参集等） 	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合は、初動緊急特別体制を配備し、職員が参集次第、災害対策本部体制に移行する。(全職員自主参集)
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請 		

3.2 動員配備体制

市内で地震が発生した場合の職員の動員配備体制は以下のとおりとする。

市に災害対策本部を設置したときは、災害時の法令に基づき、他に「市水防本部」及び「災害警戒本部」が設置されている場合には、災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

3.3 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときの配備体制

危機・安全管理統括監の指示により、あらかじめ指定された危機管理課職員は登庁する。（勤務時間外の場合）

【資料3】

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について

平成29年9月26日
中央防災会議幹事会決定

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応については、以下によるものとする。

1. 内閣府（防災担当）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、これを踏まえ、関係省庁の職員を招集し、関係省庁灾害警戒会議を開催するものとする。ただし、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部の設置又は関係省庁灾害対策会議が開催されているときは、関係省庁灾害警戒会議の開催に代えて、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁灾害対策会議を開催するものとする。

そのため、内閣府（防災担当）は、速やかに関係省庁灾害警戒会議を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、関係省庁灾害警戒会議（1.において開催する緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議又は関係省庁灾害対策会議を含む。以下同じ。）において関係省庁による今後の取組を確認するとともに、内閣府（防災担当）は、国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認

3. 関係省庁においては、関係省庁灾害警戒会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。総務省消防庁は、関係省庁灾害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県（南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。以下同じ。）に連絡を行うものとする。指定公共機関

(災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)を所管する関係省庁は、関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに当該指定公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)の内容に応じ、内閣府(防災担当)が必要があると認める場合に、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
5. 上記に掲げる対応のため、気象庁は、「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)を発表したときは、直ちに内閣官房(内閣情報集約センター)、内閣府(防災担当)、総務省消防庁及び関係都府県にその旨を連絡するものとする。
6. この申合せについては、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。
7. 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。
8. この申合せに基づく対応は、平成29年11月1日から実施する。

(参考)

「南海トラフ地震に関する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まつたと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まつた状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

2. 災害発生時対応フロー 【資料1】

2. 1 地震時 ページ：A-3～A-6

2. 2 風水害時 ページ：A-7～A-10

3 地震時の対応 3. 3 配備体制 ページ：A-16

4 風水害時の対応 4. 3 配備体制 ページ：A-21

《 提案理由 》

- ・水口庁舎の名称の変更及び甲南庁舎の廃止に伴い修正するもの。
- ・消防本部の管轄である甲賀市・湖南市で同時に災害が発生した場合、消防長1名での両市対応は不可能であり、消防次長である水口消防署長（甲賀市）と湖南中央消防署長（湖南市）がそれぞれの市の「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の本部員に入るもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部〔危機管理課〕）

甲賀広域行政組合消防本部

3.3 配備体制

3.3.1 本部の設置場所

市内で地震が発生した場合の本部の設置場所は以下のように定める。なお、本部会議を行う場合、水口序舎以外の本部員は、必要に応じて水口序舎に参集すること。

本部設置場所	
警戒本部・対策本部	<u>水口序舎甲賀市役所</u>
ただし、 <u>水口序舎甲賀市役所</u> で活動や会議ができない場合等は <u>甲南序舎甲南第一地域市民センター</u> とする。	

3.3.2 災害警戒本部の体制

市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、災害等の情報収集及びその通報並びに軽微な応急対応に当たる災害警戒本部を設置し対応する。

(1) 組織

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	危機・安全管理統括監、総合政策部長、総務部長、総務部理事、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、 <u>健康福祉部理事</u> 、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、 <u>消防長</u> <u>消防次長（水口消防署長）</u> 、消防団長

3.3.3 災害対策本部の体制

(1) 組織

災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたおりに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行者とする。

また、副市長が不在のときには、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	災害警戒本部各部長、次長、 <u>消防長</u> <u>消防次長（水口消防署長）</u> 、消防団長

4. 風水害時の対応

4.5 配備体制

4.5.1 本部の設置場所

災害が発生した場合の本部の設置場所は以下のように定める。**なお、本部会議を行う場合、
水口庁舎以外の本部員は、必要に応じて水口庁舎に参集すること。**

本部設置場所	
警戒本部・対策本部	水口庁舎甲賀市役所

4.5.2 災害警戒本部の体制

気象状況等により、災害の発生が予想されるとき又は市長が災害に対応する警戒体制を強化する必要があると認めるときは、市災害対策本部設置前に、災害等の情報収集及びその通報並びに軽微な応急対応に当たる災害警戒本部を設置し対応する。

(1) 組織

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	危機・安全管理統括監、総合政策部長、総務部長、総務部理事、市民環境部長、健康福祉部長、こども政策部長、 健康福祉部理事 、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、 消防長 <u>消防次長（水口消防署長）</u> 、消防団長

4.5.3 災害対策本部の体制

(1) 組織

災害対策本部は、市長を本部長とし、次の構成員をもって構成するものとする。災害対策本部の設置がなされたときに本部長が不在の場合は、副本部長である副市長をその職務代行者とする。

また、副市長が不在の際には、危機・安全管理統括監がその職務代行をする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	災害警戒本部各部長、次長、 消防長 <u>消防次長（水口消防署長）</u> 、消防団長

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

2. 災害発生時対応フロー 【資料1】

2. 1 地震時 ページ：A-3～A-6

7. 初動緊急特別体制

(3) 活動要領 ページ：A-28, A-29

《 提案理由 》

・初動緊急特別体制時の活動内容にかかる見直し。

① 災害発生時対応フローとマニュアル 7.2 (3) 活動要領との不整

合による修正。

② 甲南庁舎廃止により上下水道部・教育委員会事務局が移動したこ

とによる修正。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部〔危機管理課〕）

7.2 初動緊急特別体制での対応

初動緊急特別体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なった災害対策本部を設置するまでの諸活動を実施する必要がある。

従って、参集した職員から次の活動要領にしたがい、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の参集人員が増加し、各対策班での活動が可能となってきた時点で、災害警戒本部又は災害対策本部による災害対策活動に移行する。

(1) 参集場所

休日など閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合、参集すべき職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。（本庁職員：勤務する庁舎、各地域市民センター職員：各地域市民センター ※ただし、水口庁舎甲賀市役所で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎甲南第一地域市民センターとする。また、道路寸断等により、指定場所への参集ができない場合は、最寄りの地域市民センターとする。）

(2) 指揮命令権者

初動緊急特別体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が登庁するまでの間は参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部間の調整及び職員の指揮を担う。

なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

水口庁舎甲賀市役所に本部を設置できないときは、本部長は、本部の代替施設（甲南庁舎甲南第一地域市民センター等）を指定し、電話、職員参集メールや建物への張り紙等により、全職員に周知する。

(3) 活動要領

職員は、参集した者から速やかに次の緊急初動災害発生時対応フロー 地震時（A-3～A-6 初動緊急特別体制の行により）活動を開始し、災害対策本部設置活動に積極的に協力する。

班名	初動緊急特別体制時の活動内容
本部員	○各班及び各部の調整及び総括
総括班	○地震情報、被害情報の収集 ○本庁舎及び各施設の被害状況の把握 ○避難所の開設判断及び指示 ○避難勧告の判断及び指示 ○本部設置場所の確保と本部の設置
涉外広報班	○市民や報道機関に対する情報提供
議会班	○市議会等の連絡調整
情報収集班	○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○地震情報、被害情報の収集及び取りまとめ
市民支援班・調査応急対策班	○各地域市民センター及び地域の被害状況の把握及び本部への報告 ○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う ○各地域市民センターの通信機能の確認と回線の確保
職員班・文書班	○職員の参集状況の把握と参集職員への配備要請
財政班・会計班	○本庁舎の被害状況の把握及び本部への報告
被害調査班	○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う
避難所対策班・市民生活班	○避難所の開設に関する事（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）
福祉救援班	○福祉避難所の開設に関する事（避難所の被害状況の確認及び避難所開設） ○要配慮者の救援状況の確認、情報収集
救護班	○医療救護及び救護所の設置運営に関する事（医療機関等の被害状況の確認）
農林対応班	○所轄避難施設の被害状況の確認
道路河川対応班・住宅対応班	○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事 ○緊急輸送道路確保に関する事
環境班	○ライフライン機能の確認と関係機関への連絡調整
物資調達配給班	○初動期に必要な防災資機材等の確保
土木班	○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う
下水道班	○甲南庁舎の被害状況の把握及び本部への報告
学校教育班・食料支援班・社会施設班	○甲南庁舎の通信機能の確認と回線の確保 ○教育委員会施設の被害状況の把握及び本部への報告

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

8. 2 災害対策本部体制事務分掌

ページ：A-32～35

《 提案理由 》

災害対策本部事務分掌の見直し

- ・渉外広報班：市防災行政無線の廃止に伴い削除するもの。
- ・市民支援班：災害時における外国人支援及び災害時多言語情報センターにかかる業務を追記するもの。
- ・「愛玩動物の保護（環境班）と家畜等動物の救護（農業班）との役割分担を明確にするもの。

→環境班：「愛玩動物の保護」を追記するもの。

→農業班：「ペットの救護」を削除するもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部）

8.2 災害対策本部体制事務分掌

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
総合政策部 部長次長級職員	総括班	危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団(水防団)に関すること。 ・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・本部の設置及び閉鎖に関すること。 ・災害対策の総括に関すること。 ・電気、ガス、通信機関の情報に関すること。 ・ライフライン情報に関すること。 ・危険物施設の災害に関すること。(消防本部) ・自衛隊の応援要請に関すること。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。 ・市民に対する情報周知に関すること。 ・<u>市防災行政無線の利用に関する事項</u> <u>(甲南第一地城市民センター)</u> ・災害にかかる広報・広聴に関すること。 ・災害の記録、撮影に関すること。 ・被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集及び取りまとめに関すること。 ・各部局への情報提供に関する事項 ・水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ・所管施設の被害調査・応急手当に関する事項。 ・部内の調整に関する事項。 ・災害復興方針、計画に関する事項。
			<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の連絡調整に関する事項。 ・市民との連絡調整に関する事項。 ・被災者窓口に関する事項。 ・会計班との調整に関する事項。 ・災害時における外国人支援に関する事項 ・災害時多言語情報センターに関する事項
			<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関する事項。 ・所管施設の災害復旧に関する事項。 ・物資調達配給班との調整に関する事項。
			<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関する事項。 ・災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関する事項。
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域派遣職員等、災害に従事する職員の動員に関する事項。 ・他の部等への応援に関する事項。
			<ul style="list-style-type: none"> ・参集していない職員の安否確認に関する事項。 ・災害派遣職員の身分取扱いに関する事項。 ・公務災害補償に関する事項。(消防団員も含む。)
	財務部 部長次長級職員	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報用車両及び災害時対応車両の確保及び配車に関する事項。 ・災害関係の予算に関する事項。 ・市有財産(行政財産を除く。)の管理に関する事項。
			<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害状況調査に関する事項。 ・災害減免及び猶予に関する事項。 ・り災證明の発行に関する事項。

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任務分担
会計管理組織	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な物品の出納に関する事。 ・義援金の受け入れ、保管に関する事。 ・災害関係経費の支出に関する事。
市民環境部 部長次長級職員	避難所対策班	保険年金課長 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所対応に関する事。 ・市内避難所の総括に関する事。 ・避難所における物資供給等に関する事。 ・帰宅困難者の対応に関する事。 ・被災者等災害相談に関する事。
	市民生活班	市民課長 (人権推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の調整に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・災害ボランティアの応援受付、対応に関する事。 ・外同人通訳(相談)に関する事。
	環境班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理に関する事。 ・遺体の安置に関する事。 ・災害廃棄物の処理に関する事。 ・廃棄物処理の協力応援体制に関する事。 ・身元不明者等の埋葬・火葬に関する事。 ・愛玩動物の保護に関する事。
健康福祉部 部長次長級職員	福祉救援班	社会福祉課長 (生活支援課長) (障がい福祉課長) (すこやか支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等への救護に関する事。 (救護班との調整、協力) ・避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事。 ・災害ボランティア(福祉関係)に関する事。 ・部内の調整に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・日本赤十字奉仕団との調整に関する事。 ・行方不明者等の捜索、収容に関する事。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・被災者及び支援者への支援に関する事。 ・被災児舞金及び災害弔慰金の支給に関する事。 ・災害援護資金の貸付に関する事。 ・災害救助法に関する事。
	救護班	健康医療政策課長 (長寿福祉課長) (すこやか支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急機関(消防署含む)との連絡調整に関する事。 ・医療災害ボランティアに関する事。 ・医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 ・所管施設の災害復旧に関する事。 ・医療救護及び救護所の設置運営に関する事。 ・医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事。 ・感染症予防対策に関する事。
	病院班	信楽中央病院長 水口医療介護センター長 (医長) (事務長) (医療技術部長) (看護部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療に関する事。 ・病院施設の被害調査に関する事。 ・病院施設の災害復旧に関する事。 ・救護班との連絡調整に関する事。

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任務分担
こども政策部 部長次長級職員	こども支援班	子育て政策課長 (発達支援課長) (保育園幼稚園課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害孤児に関すること。 ・所管施設の被害調査に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・関係施設の避難所に関すること。 (学校教育班と連携すること)
産業経済部 部長次長級職員	農林対応班	農村整備課長 (林業振興課長) (獣害対策課長) (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係被害状況調査に関すること。 ・道路河川対応班及び上下水道部との連携に関すること。 ・所轄避難施設の対応に関すること。 ・農林水産施設の災害復旧に関すること。 ・林地崩壊対策に関すること。 ・ペット家畜等動物の救護及び対策に関すること。
	物資調達配給班	商工労政課長 (農業振興課長) (観光企画推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活物資の調達、配給に関すること。(総括) ・部内の調整に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関すること。 ・日本赤十字奉仕団、給食センターとの食料調整に関すること。 ・義援品(医療品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。)の受け入れに関すること。
建設部 部長次長級職員	道路河川対応班	建設管理課長 (建設事業課長) (公共交通推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等関係の被害状況調査に関すること。 ・通行不能箇所の調査及び対策に関すること。(警察との連携。) ・部内の調整に関すること。 ・緊急輸送道路確保に関すること。 ・建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関すること。 ・緊急建設資材等の調達に関すること。 ・道路、河川等関係の災害復旧に関すること。 ・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関すること。 ・信楽高原鐵道並びに、公共交通機能の被害状況の情報収集及び使用可能性に関すること。 ・公共交通機能の確保及び利活用に関すること
	住宅対応班	住宅建築課長 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管避難施設の対応に関すること。 ・所管施設の被害調査に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・被害住宅相談及び診断に関すること。 ・宅地崩壊対策に関すること。 ・崩壊建築廃材対応に関すること。(環境班との連携) ・緊急建設資材等の調達に関すること。 ・仮設住宅建設に関すること。 ・仮設住宅入居に関すること。

部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担
上下水道部 部長次長級職員	上水道班 	上水道課長 (上下水道総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査に関すること。 ・部内の調整に関すること。 ・飲料水の市民への供給に関すること。 ・緊急配水資材等の調達に関すること。 ・水道施設の災害復旧に関すること。 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関すること。 ・緊急事業による配給水の広報に関すること。 ・上水道に係る相談に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関すること。 ・下水道施設の災害復旧に関すること。 ・下水道に係る相談に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査に関すること ・教育関係施設の避難所に関すること。 (こども支援班と連携すること) ・部内の調整に関すること。 ・避難所対策班との連絡調整に関すること。 ・学校施設の災害復旧に関すること ・教育関係義援金の受領、保管及び配分に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの管理運営に関すること ・他の給食センターとの連絡調整に関すること。 ・物資調達配給班との調整に関すること。 ・食料支援に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関すること。 ・避難所対策班との連絡調整に関すること。 ・所管施設の災害復旧に関すること。 ・関係施設の避難所に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・市議会等の連絡調整に関すること。 ・他班への応援に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害の防ぎよに関すること。 ・災害の応急措置に関すること。 ・救助活動支援に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害の防ぎよに関すること。 ・災害の応急措置に関すること。 ・救助活動支援に関すること。
議会部 議会事務局長 監査委員事務局長	議会班	議事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会等の連絡調整に関すること。 ・他班への応援に関すること。
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の防ぎよに関すること。 ・災害の応急措置に関すること。 ・救助活動支援に関すること。

※ 各班の所掌事務分担表以外の事務分担は、市行政組織規則の分掌事務等によるものとする。

《 該当箇所 》

第1編

第4章 第3節 河川・土砂の災害予防

ページ：I-4-5

第6章 第2節 被害想定箇所の調査にもとづく防災訂正の強化

ページ：I-6-2

《 提案理由 》

・河川災害予防に関し、ため池や山地、ソフト対策を含めた視点から担当課を加えるもの。（農村整備課、林業振興課、危機管理課）

《 提案者 》

甲賀市（建設部）

第3節 河川・土砂の災害予防

第1 河川災害予防計画

◎建設管理課、○建設事業課、○農村整備課、危機管理課、甲賀土木事務所、甲賀農業農村振興事務所

河川災害の予防は「II 編 第2章 第1節 水害に強いまちづくり」の定めに従う。

第2 土砂災害予防計画

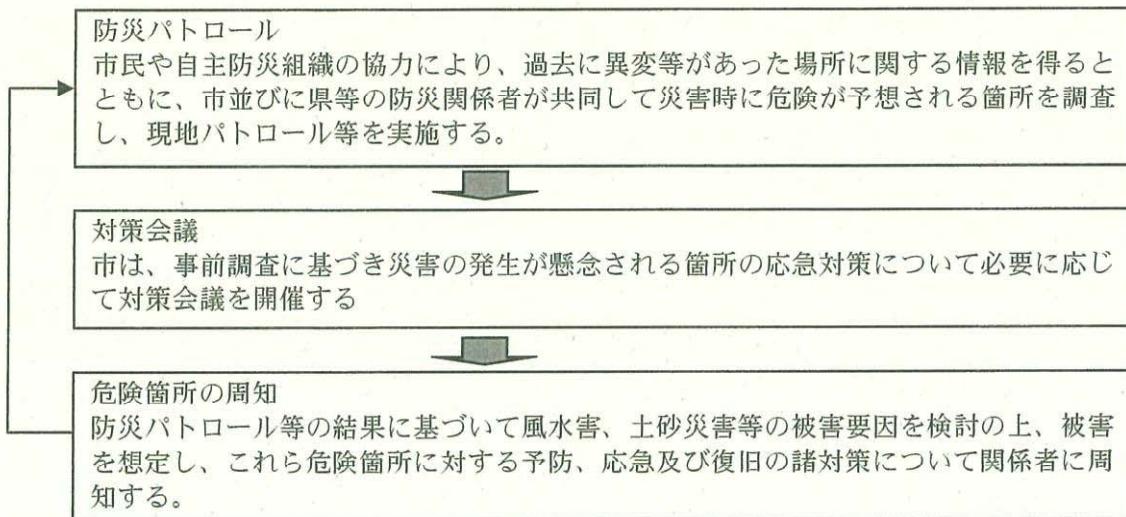
◎建設管理課、○建設事業課、危機管理課、甲賀土木事務所

土砂災害の予防は「II 編 第2章 第2節 土砂災害に強いまちづくり」の定めに従う。

第2 被害想定箇所の調査にもとづく防災体制の強化（防災調査計画）

◎危機管理課、○建設管理課、○建設事業課、農村整備課、林業振興課、甲賀土木事務所、甲賀広域行政組合消防本部

市は、各機関や市民、自主防災組織、事業所等の協力を得て、市域における河川、ため池、山地、急傾斜地、宅地造成地、道路、橋梁等で災害発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。



第3 情報伝達システムの整備

◎危機管理課、○情報政策課

1. 計画方針

地震や風水害による市内の被害状況の情報収集への対策として、市地域情報基盤、携帯電話、衛星電話市防災行政無線(移動系・同報系)等を有効に活用する。

また、情報伝達手段の多重化や非常通信等を活用したシステム等の充実に努める。

2. 情報収集伝達予防計画

(1) 市防災行政無線

市防災行政無線は、同報系と移動系(地域防災)で構成されている。移動系については、市内の統合、統一化を図り、現地の情報を迅速かつ的確に入手するとともに、現地との連絡体制を充実させるため、既存の機器の性能に配慮した整備を行う。

同報系無線は、緊急時の市民等への一斉連絡手段として、市内の一帯の地域に、各戸に戸別受信機、区等の単位に屋外拡声子局が整備されているものの、全域には整備されていない。このことから、今後については、市全域で整備をしている地域情報基盤への移行を進める。

■市行政無線の現状

【資料編 1.12 市行政無線の現状】

(2) 消防団簡易無線

隔離地域や現場での連絡の対応として、簡易無線機を整備し、きめ細かな情報収集や情報伝達、団員の安全確保等に努める。

また、今後については、各方面隊を統一した連絡体制の確立や機器整備等についても検討を進める。

【資料編 1.13 消防団簡易無線の現状】

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

6 職員の参集対応 4. 3 配備体制

4. 3. 2 災害警戒本部の体制 ページ：A-22

《 提案理由 》

全職員への配備体制の連絡について、「第一号体制以上」からであつたものを「準備体制以上」からとし、実際の運用に整合させるもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部）

甲賀市（総合政策部 産業経済部）

5. 職員の連絡体制

5.1 動員の連絡

いずれの配備体制時も「自主参集」を原則とする。ただし、同時に次の動員連絡を行う。
また、第一号体制準備体制以上の配備となつた場合にはから、全職員に配備体制を連絡する。

(1) 開庁時

庁内メール、特定配信メール（携帯電話）又は電話等で連絡する。

(2) 閉庁時

閉庁時における参集等の伝達は、災害対策本部事務局員が災害対策本部長、災害対策本部事務局長の指示を受け、関係者に庁内メール、特定配信メール（携帯電話）又は電話等で連絡を行う。

なお、問い合わせ等によって通信回線が混み合い、電話では通話できない状態になった場合は、気象予警報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集に努め自己判断により参集する。

また、各部、各班においては、あらかじめ定めた連絡方法により伝達する。さらに、通常の伝達方法により難い場合等は、防災行政無線、音声放送、株式会社あいコムこうか等市内放送通信事業者等のメディアにより参集を呼びかける。

5.2 動員時の留意点

地震を覚知した場合、また配備指令を受けた場合は、特に次の点に留意する。

(1) 開庁時

- ①不急の行事、会議等は中止する。
- ②勤務場所を離れる時には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ③体制中は、勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(2) 閉庁時

- ①まず自分と家族の安全を確保する。
- ②テレビ、ラジオ等により震度や気象予警報等の情報を収集する。
- ③規定震度の場合には速やかに指定場所に参集する。なおテレビ、ラジオ等により情報が入手できない場合にも、速やかに指定場所に参集する。
- ④参集できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。
- ⑤参集途上時に、可能な限り、被害状況等の情報収集に努める。

《 該当箇所 》

甲賀市災害時職員初動マニュアル

4 風水害時の対応 4. 1 配備基準 ページ：A-18

4. 3 事前行動計画（タイムライン）の取り組み主体

4. 4 事前行動計画（タイムライン）策定に向けた検討項目

ページ：A-19

《 提案理由 》

台風接近時の対応には、事前行動計画（タイムライン）を活用することを明記し、活用の根拠を防災計画に位置づけるもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部）

4. 風水害時の対応

4.1 配備基準

風水害時における配備体制と配備基準は以下のとおりとする。

※下記基準に合致しない場合であっても、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等）は状況に応じた体制をとる。

※特に、台風接近時の対応には「いつ（いつまでに）、誰が、何を」すべきかを事前に決めて行動する、事前行動計画（タイムライン）を活用する。

※なお、突発的な集中豪雨等により、警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）の1以上が市内に発表されたときは、直ちに準備体制とする。この場合、体制配備に関する指示連絡が遅延することが予測されるため、該当する部局においては自主参集とする。

※水防本部体制とは災害警戒本部体制と同様の体制である。

体制	配備内容	配備基準
警戒体制	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備 <p>次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大雨注意報 ② 洪水注意報 <p>又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 大雪注意報
	第一号体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備 <p>次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大雨注意報 ② 洪水注意報 ③ 暴風警報 <p>又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報
	第二号体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置の連絡体制整備 ・情報発信（報道、市民）の開始 <p>次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報
災害警戒本部体制	第一配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 <p>1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき</p>
	第二配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 <p>1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき</p>
	特別配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請 <p>1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき</p>

4.2 勤員配備体制

風水害発生時における、職員の勤員配備体制は以下のとおりとする。

市に災害対策本部を設置したときは、災害時の法令に基づき、他に及び「災害警戒本部（又は水防本部）」が設置されている場合には、災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

4.3 事前行動計画（タイムライン）の取り組み主体

タイムラインの取組主体は、危機管理課とし、本部体制設置後は本部に引き継ぐこととする。

4.4 事前行動計画（タイムライン）策定に向けた検討項目

- ① タイムライン適用判断・進捗管理
- ② 台風・気象情報等の整理・分析
- ③ 配備体制に関すること
- ④ 消防団（水防団）に関すること。
- ⑤ 公共交通機関運行情報等の把握及び広報

第5節 事前行動計画（タイムライン）

◎危機管理課、

1. 基本方針

台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとで、今後はより一層きめ細かな対策が必要との考え方から、国、県が対策の一つとして、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」の導入を推進しており、本市としてもその考え方を取り入れ、台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検等事前に実施すべき対応を整理した事前行動計画の導入を推進する。

2. タイムライン導入の目的

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各課がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待される。

このため、市では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、甲賀市タイムライン（仮称）の策定・導入を進めることとする。市本部は、地震や風水害による被害を軽減するため、応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、被害状況の巡回を実施するとともに各関係機関と協力し、被害個所の早期応急復旧を図る。

3. タイムラインとは

タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」(*1)、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。（*2）

*1：米国ハリケーン・サンディに関する国土交通省・防災関連学会合同調査団による緊急メッセージより

*2：国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より

【参考事例】米国におけるタイムラインによる災害対応

アメリカでは2005年のハリケーン・カトリーナ等巨大ハリケーンの対応の経験をもとに、ハリケーンの襲来等事前に予測が可能な災害に対しては先を見越した対応により減災が可能であるとの考え方から、被害の発生を前提に組織間が連携して事前の行動計画「タイムライン」を定める動きが進んでいる。

2012年のハリケーン・サンディの襲来時には、予想上陸時間の36時間前に州知事が避難勧告を発表する等、ニュージャージー州においてタイムライン式事前行動計画が実行に移され、早期避難の実施等が功を奏し、家屋被害の規模に比して、人的被害は大きく抑えられた。

我が国でも、平成25年10月の台風第27号の襲来時に、三重県紀宝町が初めて試験的にタイムラインで台風対応を行う等、導入の動きが見られる。

ニュージャージー州 ハリケーン用タイムライン

TIME LINE(タイムライン)	ACTIVITY(防災行動)
H-120(上陸120時間前)	各機関の防災行動レベルを2へ
H-96	避難所の計画と準備
H-96	住民避難の計画と準備
H-72	州知事による緊急事態宣言
H-48	防災行動レベルを3へ格上げ
H-48	郡と州の避難所準備
H-36	車による(一方通行)避難の準備
H-36	州知事による避難勧告の発表
H-36	郡と州の避難所開設
H-12	車による(一方通行)避難の開始
H-24	公共交通機関の停止
H-12	緊急退避
H-0(上陸)	警察・消防団は活動停止・避難

《 該当箇所 》

甲賀市避難勧告等の判断・伝達マニュアル

《 提案理由 》

内閣府作成の「避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン」が
「避難勧告等に関するガイドライン」に改正されたことに伴う修正

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部〔危機管理課〕）

はじめに

1. はじめに

現在の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定され、これを参考に、市における避難勧告等の判断基準が定められている。

一方、近年の洪水や土砂災害においても、避難行動の問題や避難の遅れ等により、依然として多くの犠牲者が出ていている。これらを背景に、適切な避難に関する議論がおこなわれ、平成25年には住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項も含めて、災害対策基本法が改正されている。

また、現ガイドライン策定以降、土砂災害警戒情報の提供、指定河川洪水予報の見直し、気象警報等の市町村単位での発表、特別警報の運用など、防災気象情報の改善や新たな情報の提供が行われている。

本マニュアルは、内閣府が平成26年9月に改正した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」内閣府が平成29年1月に改正した「避難勧告等に関するガイドライン」（以下、「新ガイドライン」と呼ぶ。）を踏まえ、水害・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準等をとりまとめたものである。

なお、本マニュアルは、最新の制度・基準等に基づいて、今後も適宜、更新を行うものとする。

<新ガイドラインでのポイント>

(H17に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定)

1. 「避難」は、災害から命を守るために行動であることを改めて定義した。
2. 従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした。
3. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした。
4. 洪水については、脅威となる対象河川を明確にすることとした。
5. 市町村が発令を判断する材料となる防災気象情報を具体的に示すこととした。
6. 市町村の防災体制の段階移行に関しても基本的な考え方を示すこととした。
7. 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を得る相手と対象情報を明確にした。

避難行動

1. 居住者等が自らの判断で自発的かつ速やかに避難行動をとること。
2. 入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくこと。
3. 市は、指定緊急避難場所と指定避難所は早期に指定を完了させ、居住者・施設管理者等に充分に周知をはかること。
4. 市は、指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること。

情報伝達

1. 災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること。
2. 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること。
3. 避難等の対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること。
4. 自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること。
5. 可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて伝達し、各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等を行うこと。

発令基準

1. 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すこと。そのための具体的でわかりやすい判断基準を設定すること。
2. 避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること。
3. 指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態でも災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。

防災体制

1. 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的に実施すること。
2. 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと。

2. 本マニュアルでの対象災害種別

本マニュアルで避難勧告等の発令対象とする災害は、以下の2種類とする。

- ① 水害
- ② 土砂災害

避難勧告等に関するガイドライン(概要)

本ガイドラインは、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、市町村担当者が参考とすべき事項を示したもの(H17に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定)

避難行動

(居住者・施設管理者等に対して求める避難行動)

- 自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとること
- 想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとること
- 施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすること
- 入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先を平時から確保すること
- 防災知識の継続的な普及を図るために、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めること

(指定緊急避難場所と指定避難所)

- 市町村は早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に充分に周知をはかること
- 自市町村内で指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合においては、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること
- 行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする地域の居住者等によって開錠等ができるようにしておく等、工夫をすること

情報伝達

(避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方)

- 市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること
- 災害発生の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の見通し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること
- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 要配慮者利用施設等の災害計画には、自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること

(伝達手段と方法)

- 防災情報の伝達は、広く確実に伝達するため、また、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて伝達すること
- 伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等を行うこと

発令基準

(避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方)

- 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず避難勧告等を発令すること。そのためにも、具体的でわかりやすい判断基準を設定すること
- 土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること
- 避難準備・高齢者等避難開始を発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すること。
- 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じて、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、柔軟に対応すること
- たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。

(判断基準の設定にあたっての関係機関の助言)

- 指定行政機関や都道府県等は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知識を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合だけでなく、避難勧告等の判断基準を設定する際にも、積極的に助言を求めるこ

防災体制

(全庁をあげた防災体制)

- 災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生する。このため、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 上記の優先業務を遂行するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくこと
- 避難場所の運営費用での懸念から、避難勧告等の発令を躊躇する事がないよう、実際に支出した指定緊急避難場所の運営費用を補償する民間の保険制度を活用すること等により、避難場所を迅速に開設し、避難勧告等を適時適切に発令できるようにしておくこと

(河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築)

- いざという時に河川管理者や気象台からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築すること
- 防災体制を強化するとともに、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川の河川特性を考慮した、より的確な避難勧告等の発令基準とするため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと

(訓練及び研修)

- 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的に実施すること
- 市町村職員は、都道府県等が実施する研修に参加するよう努めること
- 上記全般について、訓練や実践を通じて改善を重ねること

《 該当箇所 》

第1編 第5章 災害に強い人づくりの推進

　　第4節 避難行動要支援者の災害予防計画

　　第2旅行者及び外国人に対する災害予防計画

　　ページ：I-5-17, I-5-18

第1編 第7章 災害時の応急対策

　　第4 災害広報広聴計画（5）外国人に対する広報

　　ページ：I-7-64, I-7-65

《 提案理由 》

- ・避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニアーズが異なることを踏まえた修正をするもの。
- ・担当者に○公共交通推進課、○建設事業課、○建設管理課、○甲賀市国際交流協会を加えるもの。
- ・災害時多言語情報センター設置を踏まえた修正をするもの。
- ・やさしい日本語の活用を踏まえた修正をするもの。

《 提案者 》

甲賀市（総合政策部〔危機管理課・地域コミュニティ推進課〕）

フリーの視点から、障がい者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、文字放送テレビ等の整備を進めます。また、避難行動要支援者が避難生活を過ごす部屋は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保される等の配慮に努めます。

6. 応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮

市は、県との連携及び県と協定を締結しているプレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、公益社団法人県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部等の関係団体との協力の下、応急仮設住宅を整備する際、応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型とする等、避難行動要支援者へのきめ細かい配慮を行います。また、同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置します。

第2 旅行者及び外国人に対する災害予防計画

◎観光企画推進課（観光客）、○危機管理課、○公共交通推進課、○建設事業課、○建設管理課、

◎地域コミュニティ推進課（外国人）、○甲賀市国際交流協会

1. 計画方針

発災時に居合わせて災害に巻き込まれた旅行者や、日本語でのコミュニケーションの理解が困難な外国人居住者等の安全保護のため、避難支援計画を推進します。

2. 現況

地理に不案内の旅行者や、日本語でのコミュニケーションの理解が困難な外国人は、それぞれ要配慮者と考えられます。これらの人々が発災時においても安全に行動できる環境の整備を図る必要があります。

3. 避難支援計画

（1）観光客に対する配慮

ア 防災マップ

観光地や旅館等にその所在場所を含めた避難路、避難所等を掲載した防災マップの作成等に努めます。また外国人観光客に対し、やさしい日本語や外国語の併記も行うに配慮します。

イ 従業員に対する防災教育

観光地や旅館等の従業員に防災教育を行い、国内及び外国の観光客に対して適切に指導、誘導が行えるようにしておく。

ウ 緊急放送

観光地や旅館等において、災害等の場合の緊急放送を行えるとともに、外国語や、やさしい日本語での放送も行えるようにしておく。

エ 誘導標識、交通掲示板等の整備

避難所の案内図、誘導標識、表示板の整備を図ります。これらの設備の設置についても、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化、ピクトグラムの活用により視認性を高くする等、要配慮者に配慮した標識等の設置に努めます。

オ 交通情報等の提供

早期帰国等に向けた交通情報等を必要とする観光客に対し、ホームページ等を通じて交通機関や道路交通情報の提供に努めます。

在留外国人に対する配慮

ア 関係機関との協力体制の構築

市は、外国人の避難支援体制の整備のため、市国際交流協会等の関係団体と協力体制をあらかじめ

構築するし、平常時から訓練等を通じて連携を強化する。また、災害が発生した際には、災害時多言語情報センターを設置し、同センターを運営する甲賀市国際交流協会と共に、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。また、同センターの設置・運営主体の具体的な事務分担を取り決め、あらかじめ明確にする。

イ 防災マップ

外国人に対して、その所在場所を含めた避難路、避難所等を外国語で掲載した防災マップ、防災ガイドの作成と配布や、ホームページ等での公開に努める。

ウ 避難所情報及び誘導標識等

避難所の所在等の情報は、ホームページ等での多言語による情報提供に務める。また、避難場所や避難所でのルール、避難所等への誘導標識には、外国語や絵等による表示を行う。

エ 外国語災害ボランティア通訳・翻訳ボランティアの育成と確保

外国語災害ボランティア等による外国人の方の避難支援を行うとともに、併せて災害情報の提供に努める。市は、通訳・翻訳ボランティア等外国人対応に関してサポートやボランティアを行う人材の確保に努める。

ア 日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送滋賀支社、株式会社エフエム滋賀、株式会社あいコムこうか

(ア) 災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成に努める。

(イ) 市本部その他各機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力株式会社

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民等へ周知する。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガスもれによる事故防止について市民等へ周知する。

エ 西日本電信電話株式会社滋賀支店

広報車及び報道機関等により被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民等へ周知する。

オ 西日本旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社

(ア) 被害箇所の見通しや、輸送の状況について駅の掲示板、案内所等に掲示して一般の周知を図る。

(イ) 災害時において、市本部から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

■新聞報道関係連絡体制

【資料編 6.46 新聞報道関係連絡表】

■テレビ・ラジオ報道関係連絡体制

【資料編 6.47 テレビ・ラジオ報道関係連絡表】

(3) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送及び文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行う。

(4) 市外に避難する市民への広報

市、県、各機関は、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(5) 外国人に対する広報

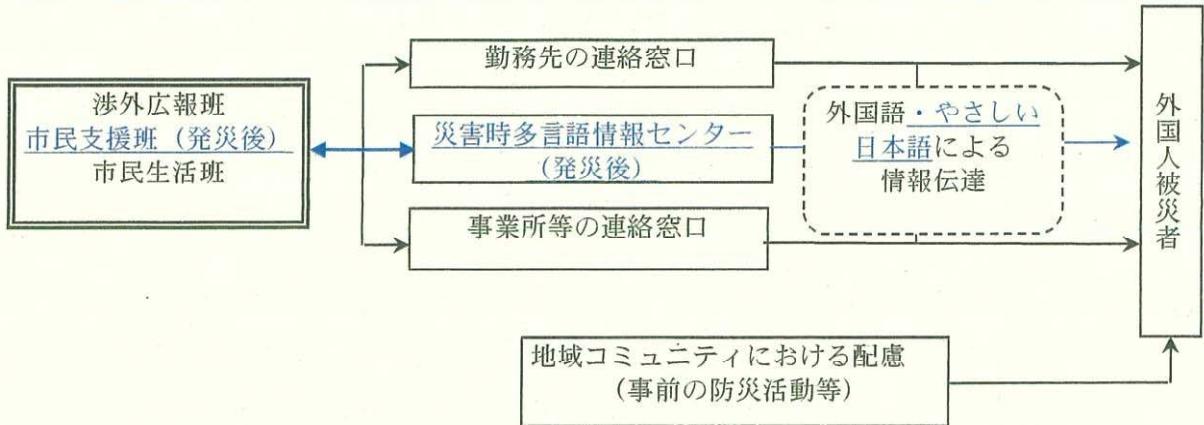
市内に居住する外国人については、特に情報面での孤立を避けるため、渉外広報班と市民生活班を中心になって、ラジオ、インターネット等、多様な手段を利用し、多言語ややさしい日本語による広報及び支援を実施する。

勤務先又は所属する事業所等に連絡窓口を設けるよう指示し、それを通じた外国語による広報体制を確立する。

また、避難所等においては専用掲示板の設置、語学災害ボランティア通訳・翻訳ボランティアによる外国語や、やさしい日本語、災害時多言語表示シートでの情報提供、相談窓口の開設等を行うことで対応する。

発災後の外国人への情報提供については、災害時多言語情報センターを設置（市民支援班調整）し、対策本部と連携し、災害に関する情報等、外国人支援に必要な情報を多言語翻訳により提供・発信することとする。

■外国人に対する広報体制



(6) 災害時における記録写真

涉外広報班が現地での撮影を必要に応じて行うとともに、各班が撮影した写真を収集する。また、市民等が撮影したものについても極力活用するものとする。

(7) 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。涉外広報班は庁内広報ビルや庁内メール等を使って職員に伝達する。

(8) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談、照会、苦情、要望等を把握するとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて被災者相談所等を設置し市民等からの意見を聴取するとともに、電話やインターネット利用による生活相談にも対応する等、関係機関及び関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで市民等の意向の反映を図る。

(9) 被災者相談窓口の設置

被災者に関する相談に対応するため、被災者相談窓口を設置する。相談内容は、被災者に関する消息、安否確認、被災者の苦情や生活等全般に係るものとし、相談窓口を市役所及び避難所に設置する。

(10) 慰問・見舞い

本部長等が被災地の慰問、見舞いを行う。実施にあたって、本部長等が市内の被災状況の視察又は避難所等への見舞い等を行う場合、随行し記録するとともに現場での指示事項を担当部長に記録票をもって引き継ぐ。

(11) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

《 該当箇所 》

第1編 第7章 災害時の応急対策

第2節 消防活動計画 3. 地震発生時の出動

(3) 消防職員、団員の非常招集

ページ：I - 7 - 5

《 提案理由 》

- ・ 消防本部が定める地震警備計画で定める震度毎の自主参集の基準と整合を図るための修正を行うもの。
(消防本部の全職員が参集する基準は震度5強以上)
- ・ 消防団員

《 提案者 》

甲賀広域行政組合消防本部

総合政策部（[危機管理課]）

(2) 警備本部の設置

消防長は、非常警備発令と同時に甲賀広域行政組合消防本部地震警備計画に係る警備本部を設置する。

(3) 消防職員、団員の非常招集

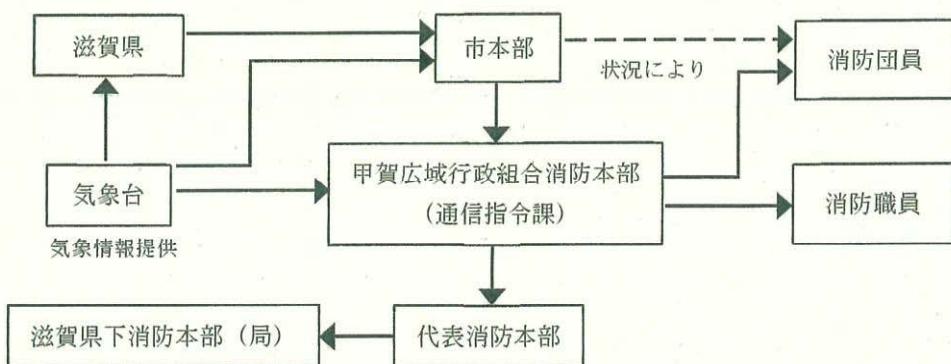
非常警備発令により職員等を増強する必要が生じたときは、別に定める規定により招集する。

なお、市内に震度 ~~5弱~~ 4以上の地震が発生したときは、職員自主参集及び非常招集基準に基づき、出動命令を待つことなく、消防職員は消防署に出署し、団員は消防団分団車庫又は詰所へ参集する。
震度 ~~5弱~~ 4以上の地震が発生したときの自主参集基準、要請、伝達経路は次による。

■職員の自主参集及び非常招集基準

自主参集等基準	該当要件	該当職員等
管理職の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度4の地震規模であるとき。	各課の管理職 署々の管理職 本団幹部
指名職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度5（弱）の地震規模であるとき。 相当の被害発生を覚知したとき。	各課の係長（専門職）以上の職員及び警防課の職員 署々の係長以上の職員 副分団長以上の団員
全職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度5（強）以上の地震規模であるとき。	全職員 全団員
職員の非常招集基準	職員の自主参集基準に達しない地震規模で、官内の災害発生甚大なとき。 その他消防長必要と認めたとき。	消防長が指名する職員又は全職員

■消防連絡の伝達経路



甲賀広域行政組合消防本部地震警備計画

この地震警備計画（以下「本計画」という。）は、甲賀広域行政組合消防本部警防活動規程第52条第1項第4号の規定に基づき、甲賀広域行政組合消防本部（以下「本消防本部」という。）が管轄する甲賀市及び湖南市（以下「構成市」という。）において大規模な地震が発生したとき、本消防本部が行う警防活動について定める。

なお、本計画は、気象庁震度階級に基づき気象台が発表した地震情報により、滋賀県南部地方が震度5（弱）以上の地震規模又は構成市において相当な被害が発生又は予想されるとき（以下「相当規模の地震」という。）に適用する。

第1 事前対策

甲賀広域行政組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）及び甲賀広域行政組合消防署長（以下「署長」という。）は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう事前に必要な対策を定める。

実施区分	実施事項	担当	実施細目及び留意事項
1 警備本部、前進指揮所設置計画	消防長は、地震規模又は被害状況に応じて警備本部、前進指揮所の全部又は一部を設置する。	消防長 署長	1 消防長は、警備本部を作戦室に、前進指揮所を甲賀広域行政組合消防署（以下「消防署」という。）単位に設置することを事前に計画しておく。 2 署長は、消防団の計画について、管轄市及び消防団と調整を行い、事前に適切な計画を樹立し、消防長に報告する。 3 その他必要な事項
2 消防職員の動員配置編成計画等	1 消防長及び署長は、消防職員（以下「職員」という。）の動員配備編成計画を定める。	消防長 署長	1 消防長は、職員、事務局総務課の職員（以下「職員等」という。）及び署長は、所属職員の動員場所をそれぞれの所属に指定し、任務分担を明確にしておく。 2 署長は、消防隊等の増強、予備隊の編成及び配置等を事前に計画しておく。 3 署長は、消防団の計画について、管轄市及び消防団と調整を行い、事前に適切な計画を樹立し、消防長に報告する。 4 その他必要な事項
	2 消防長及び署長は、職員の自主参集及び非常招集計画を定める。	消防長 署長	1 消防長は、消防隊等の増強に必要な勤務者以外の職員が自主参集及び非常招集する基準を事前に計画しておく。 2 署長は、消防団の計画について、管轄市及び消防団と調整を行い、事前に適切な計画を

1

別表1

職員の自宅待機又は自主参集及び非常招集基準

自主参集等基準	該当要件	該当職員
全職員の自宅待機	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度3の地震規模であるとき。	全職員
管理職の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度4の地震規模であるとき。	各課の管理職 署々の管理職
指名職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度5（弱）の地震規模であるとき。 相当の被害発生を覚知したとき。	各課の係長（専門員）以上の職員及び警防課の職員 署々の係長以上の職員
全職員の自主参集基準	気象台が発表した地震情報に基づき、滋賀県南部地方が震度5（強）以上の地震規模であるとき。	全職員
職員の非常招集基準	職員の自主参集基準に達しない地震規模で、管内の災害発生が甚大なとき。 その他消防長が必要と認めたとき。	消防長が指名する職員又は全職員

※ 全職員の自宅待機の解除については、消防次長が指示するものとする。

※ 職員の参集場所は、所属部署とする。ただし、所属部署に参集することができない場合は、近隣署々とする。

※ 各課の管理職が自主参集した場合、作戦室に集合し、地震災害の警備体制等について協議するものとする。また、署々の管理職が自主参集した場合は、管轄市並びに関係機関との連絡調整にあたるものとする。

《 該当箇所 》

第1編 第7章 災害時の応急対策

第21節 清掃計画

ページ：I-7-118, I-7-119

《 提案理由 》

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づく、災害廃棄物処理計画の策定について本計画に位置づけるもの。

《 提案者 》

滋賀県循環社会推進課

総合政策部（[危機管理課]）

第21節 清掃災害廃棄物処理計画

◎生活環境課、甲賀広域行政組合衛生センター

1. 計画方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を迅速、適切に処理し、環境衛生の万全を期するための計画を定める。

災害発生時に、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、必要となる基本的事項を本計画に定めるものとする。

環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づき、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、本計画と整合性を図りながら、別途災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

2. 廃棄物等処理対策

被災地の衛生状態を保つため、次に掲げるごみ処理要領に伴い、清掃、生活ごみ、建築資材等の処理等について必要な処置を講じる。また災害時には、平常時のごみ収集が困難と予測され、大量の一般ごみが滞るため、それらの処置についての対応を行う。

(1) 実施体制組織体制・指揮命令系統の整備

災害時における障害物除去、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が実施する。

なお、市本部のみでは対応が困難な場合は、一般廃棄物処理業者の応援を得るほか、近隣市町又は県地方本部の応援を要請する。その際、被害状況や交通状況等の必要情報を県地方本部に迅速に報告する。

市は、平常時に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理に必要な組織体制を整備し、指揮命令系統を確立する。

(2) 対策計画の内容

ア 被害情報の収集・伝達

被災地、被災建物等の把握及び調査を行う。

イ 一時保管場所の確保

被災状況を勘案し、一時保管場所を確保し、一般廃棄物及び産業廃棄物を暫定的に積み置きする等の対策を実施する。この際、廃棄物は、市の収集に準じ分別して保管する。

ウ 一般廃棄物

(ア) 被災地の環境保全の必要性を考え、平常時の体制及び部内職員等の応援体制を確立し、その処理に当たる。特に生ごみ等の腐敗性の高い廃棄物については、被災地の衛生、防疫上、収集可能な状態になった時点からできるかぎり迅速に収集する。

(イ) 廃棄物の処理については、甲賀広域行政組合の処理施設及び一般廃棄物処理場等を勘案しながら、適切に処理を行う。

エ 産業廃棄物

県並びに収集運搬及び処分の許可業者と協議のうえ、適切に処理を行う。

オ 最終処理

排出量、最終処分地及び県の要請によって他の市町等が実施する応援状況等を含め、中間処理(破碎、分別)の実施の有無等の検討を行うとともに、災害時廃棄物処理計画等の策定等によって、処理する。

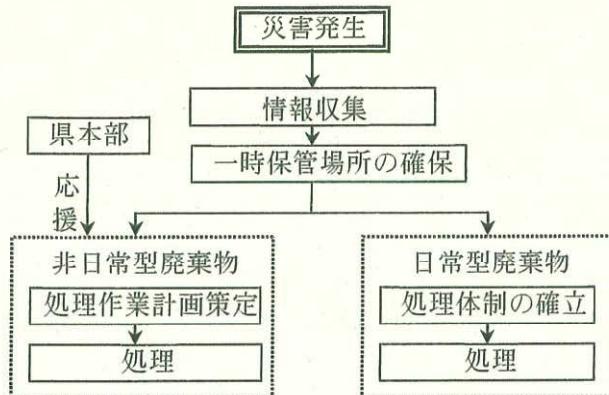
(3) 収集の実施

一般廃棄物の収集運搬については、市内委託収集業者及び市内許可業者と収集計画を打ち合わせするとともに、市内体制で収集が不可能な場合は、県内事業所との応援締結による応援並びに他市町の応援を求める。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、障害物の除去に関しては「災害救助法による救助の基準」に準じる。

■廃棄物処理活動の流れ



※ 处理作業計画については、市内の地区別廃棄物発生量の推定、一時保管場所の許容量の検討、運搬車両の確保と交通事情の勘案、最終処分先の確保等を十分検討のうえ策定する。

(5) 廃棄物処理の特例措置（災害対策基本法第86条の5）

著しく異常かつ激甚な非常災害であり、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるときには、当該災害を政令で指定し、環境大臣が指定する廃棄物処理特例地域において、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、市長はその者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(6) その他

- ア 県本部に廃棄物の収集処分の実施について技術援助を求める。
- イ 市本部長は、市内の被害が甚大で、市で処理不可能の場合は県本部に連絡し、他の近隣市町等から応援を求める。
- ウ 市本部は、廃棄物処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況の判明次第、県本部に報告する。

3. し尿処理計画

災害時には、下水道管の破損等により、し尿等の処理が適切に行われないことや、汲み取り処理等の住宅への対応が混雑することが予測されることから、優先的に被災地の処理を行う。

また、避難所等については、日常以上に処理することとなるため、処理能力の限界が懸念されるところから、避難所施設管理者と仮設便所の設置についても協議し、適宜設置を行う。

住宅密集地等については、公園等の施設に係区・自治会と協議し、適宜設置を行う。

このため、災害時への仮設便所設置については、あらかじめ業者等と貸与等の災害対応の協定等を締結する。

(1) 人員機材の確保

市本部は、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、機材等を確保する。

(2) 仮設トイレの設置

水洗トイレを使用している地域においては、上水道の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるために、本部は、地域毎に必要な数の仮設トイレを設置する。

そのため、平素から仮設トイレを備蓄するほか、必要に応じて近隣市町等から借用できるよう県本部に救助の要請を行う。

(3) 避難施設での仮設トイレの設置

被災地域の避難所には多数の被災者が避難することが想定されるために、市本部は、迅速に仮設トイレを設置する。

(4) し尿の処理

収集したし尿は、し尿処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町等に処理を要請する。

(5) 応援受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、市の収集体制が可能になった状態から一週間程度とし、また処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求める等の方策を講じる。

4. 廃棄物処理施設の確保及び応急対策計画

災害により廃棄物処理施設に設備の欠陥が生じた場合は、収集作業への影響と管内処理施設に搬入できない等の状況を考慮し、とりあえず期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

ア 被害情報の収集・連絡

被災地、被災建物等の把握及び調査を行う。

イ 協力・支援体制

市は、災害対策本部や県と調整のうえ、倒壊家屋や放置車両の撤去等に関する自衛隊や警察、消防等の協力を得られる体制を確保する。

災害の規模に応じて、県に対して必要な支援を求めるとともに、支援市町や民間団体、国等との連絡調整を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設

(ア) 一般廃棄物処理施設及び収集運搬ルートの被害状況に応じた安全性の確認及び補修を行う。

(イ) 避難所における被災者の生活に支障が生じないよう、必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。これらの対策にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

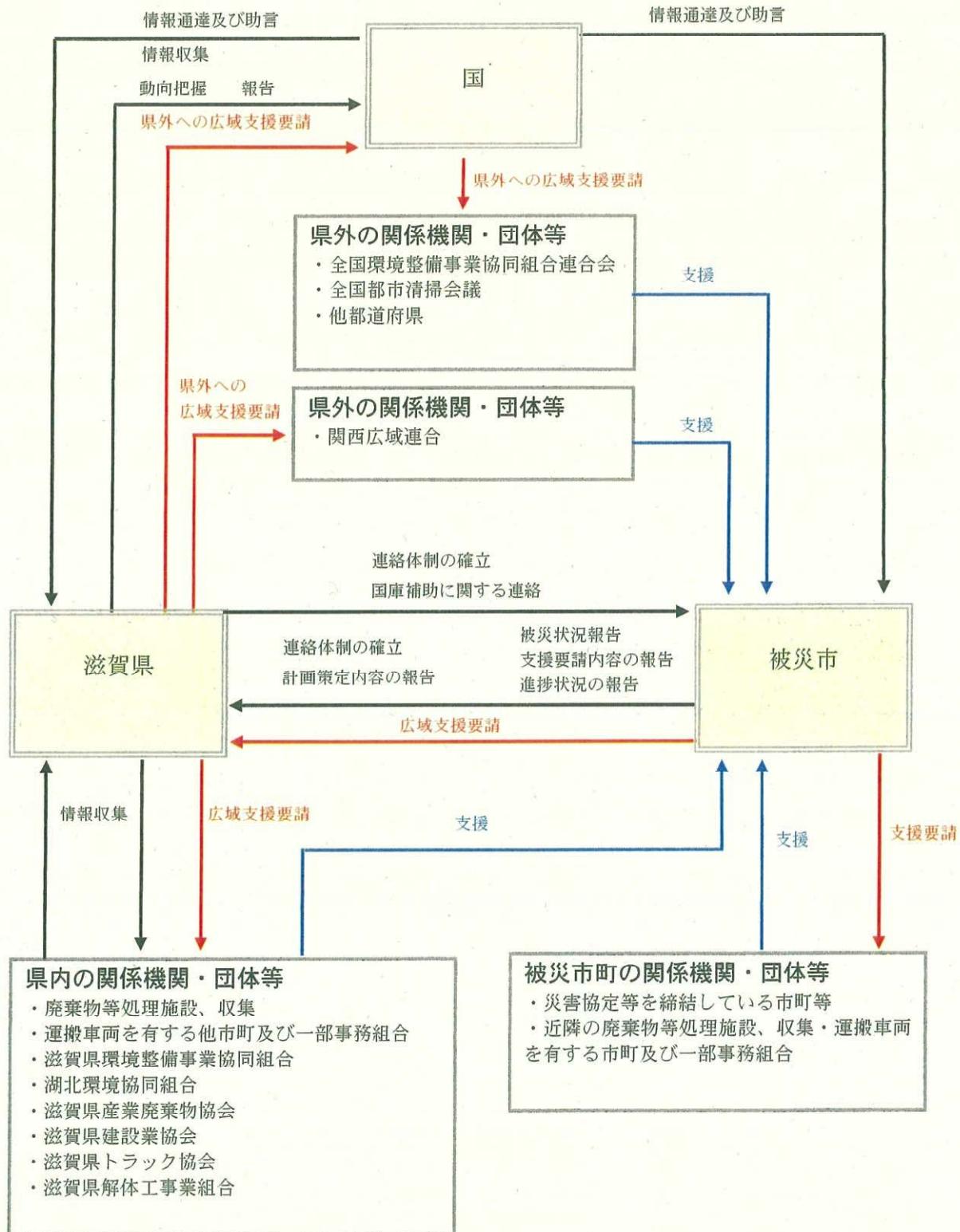
(ウ) 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず、既存の施設で処理を行う。

エ 災害廃棄物処理

(ア) 被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量及び処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

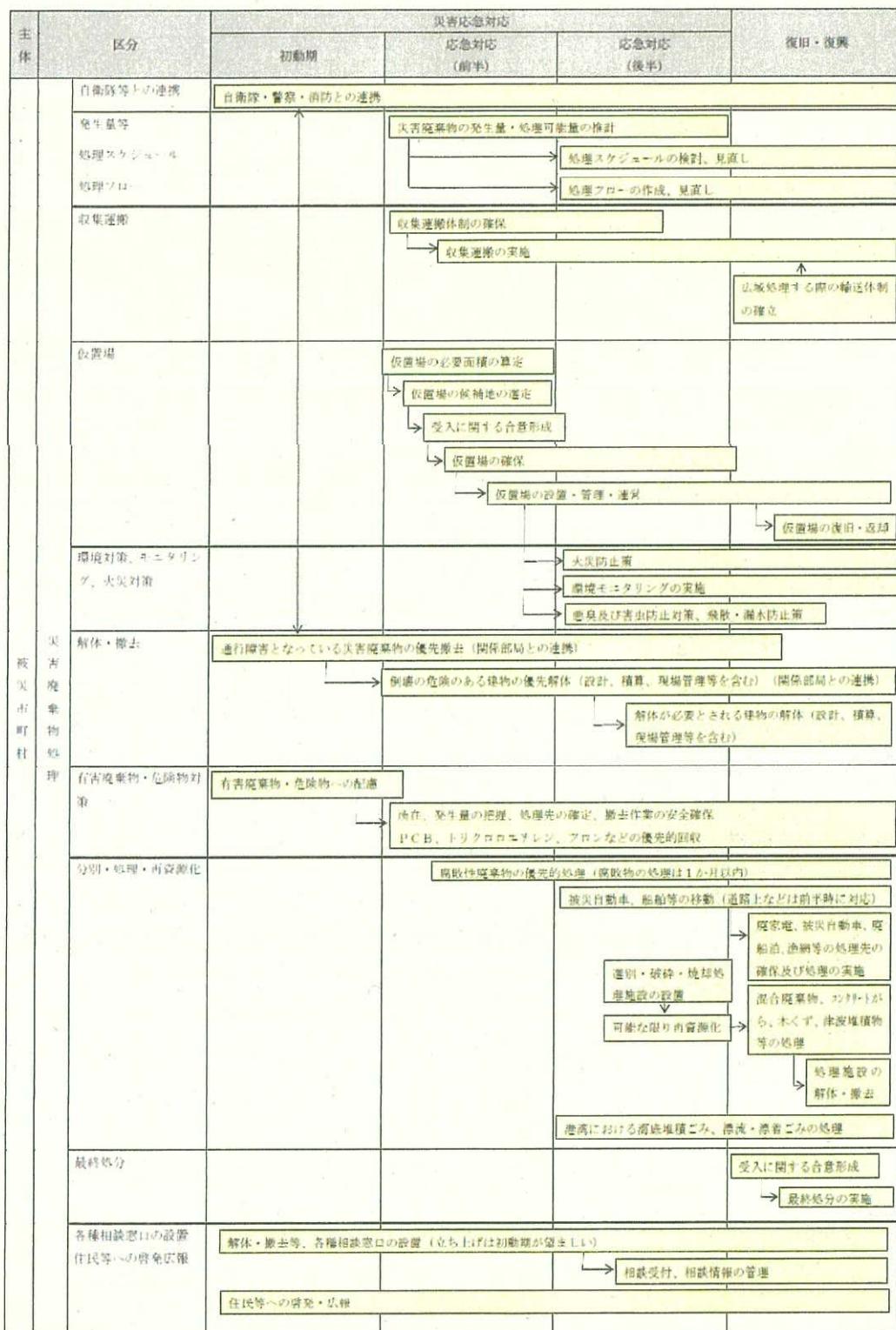
- (イ) 災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託する等して適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
- (ウ) 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場等に消石灰等を散布する等害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壤、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。
- (エ) 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。
- (オ) 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。
- (カ) 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、適正に保管または早期に処分を行う。
- (キ) 思い出の品及び貴重品の回収・保管・返却を行う。
- (ク) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- (ケ) 災害廃棄物の再資源化及び最終処分を円滑に進めるため、仮設の破碎機や選別機の必要性及び設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- (コ) 再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。
- (サ) 災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

[各関係機関・団体の役割]



「滋賀県災害廃棄物広域処理調整マニュアル」(平成25年3月)

[災害廃棄物処理]



I. 第7章 災害時の応急対策

[一般廃棄物処理（災害廃棄物処理を除く）]

主体	区分	災害応急対応			復旧・復興
		初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
被災市町村	廃棄物処理へ災害廃棄物を除く	<p>避難所ごみ等 生活ごみ</p> <p>ごみ焼却施設等の被害状況の把握、 安全性の確認</p> <p>→ 緊急可能車等の連絡、災害廃棄物緊急処理受入</p> <p>→ 補修体制の整備、必要資機材の確保</p> <p>避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保</p> <p>▼</p> <p>収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定</p> <p>→ 収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分</p> <p>感染性廃棄物への対策</p>			
	仮設トイレ等 上屋	<p>仮設トイレ（簡易トイレを含む）、消臭剤や脱臭剤等の確保</p> <p>▼</p> <p>仮設トイレの設置</p> <p>▼</p> <p>し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿收集運搬開始：処理、保管先の確保）</p> <p>▼</p> <p>仮設トイレの管理、し尿の収集・処理</p> <p>→ 仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導 (衛生的な使用状況の確保)</p>		<p>避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い撤去</p>	

環境省「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月)

« 該当箇所 »

第1編 第6章 災害に強いシステムづくりの推進

第3 食料、生活用品等の充実

3事業計画 (1) 非常用物資の備蓄

ページ: I - 6 - 11, 12

« 提案理由 »

備蓄食材等の具体的な調達計画を示すもの。

« 提案者 »

総合政策部（[危機管理課]）

- ア 医療資機材の貸与
- イ 医療要員の応援
- ウ その他必要な事項

県、自衛隊、日本赤十字社、応援協定締結区市町、関係機関及び業者等への応援要請を迅速に行うため、要請手続きの即時対応が可能な体制を整備し、救護所を含めた救護医療体制のあり方について、これら関係各機関とあらかじめ調整をしておく。

(4) 医療災害ボランティアの受け入れ及び支援

災害応急対策において必要性の高い専門の医療技術を有する災害ボランティアについて、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、平常時から各部局において住所、連絡先、技術及び活動の種類等の把握を行う等、医療災害ボランティアとの連携協力関係に努める。

(5) 市民等の手による救急救助体制の育成

一刻を争う重傷患者等の手当を可能な限り行うため、市民等自らも自発的に救急活動をおこなう体制づくりを推進するに当たって、次の事項について検討する。

- ア 応急手当の方法等、救急知識の普及啓発
- イ 市民等、自治会、自主防災組織、災害ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(6) 自動体外式除細動器（AED）の整備

市内公共施設に、自動体外式除細動器（AED）を、順次整備する。

第3 食料、生活用品等の充実

◎商工労政課、○農業振興課

1. 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に、かつ、その機能を有効、適切に発揮できるようにするために、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

2. 現況

市は、被災者及び防災従事者に対し、米穀等の応急食の提供を実施するため、食料供給の万全を図る必要がある。そのため、市は各家庭や自治会、自主防災組織と一体となって災害発生直後の応急期に必要と想定される食料を確保する体制の整備に努めている。

3. 事業計画

市は、救助物資及び資機材の備蓄に努めるものとし、避難所施設等での備蓄体制を整備する。

また、災害対策本部等用として、飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

食料及び生活必需品については、その耐用年数等に鑑み多量の備蓄を行うことが困難であることから、被災時において不足する物資は、隨時調達することを原則とする。

(1) 非常用物資の備蓄

ア 食料及び生活必需品の備蓄

災害時には、救援物資等が届くまでに3日間必要といわれている。市では、想定される最大避難者数に対して、発災後3日間を市民、市、県（流通備蓄含む）がそれぞれ1日分備蓄するという基本的な考え方のもと、非常用物資の備蓄を推進する。

(ア) 行政備蓄

行政備蓄として、避難施設等を中心に備蓄倉庫を整備し、被災者が2日間程度の生活に必要な食料、生活必需品等の備蓄に努める。

【資料編 11.2 備蓄食材等調達計画】

(1) 家庭備蓄

各家庭においては最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料及び生活必需品を備蓄する。

また、非常時の持ち出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置場所を決めておく。常備医薬品等や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

【資料編 2.3 非常持ち出し品チェックリスト（消防庁作成）】

(2) 流通備蓄

食料及び生活必需品は、県が大規模小売店等の流通業者と協定を結んでおり、県災害対策甲賀地方本部（甲賀土木事務所）に要請し確保するとともに、市内販売店とも協定を結ぶように努める。

(2) 備蓄品の管理

備蓄倉庫は毎年1回点検し、備蓄品の補充・更新を行う。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

(3) 業者との協定の締結

災害時に迅速かつ確実に物資を調達するため、毎年度、主な業者を選定し、その平常時の在庫量等を調査・把握するとともに物資調達に関する協定の締結に努める。

(4) 資材・機材等の整備点検

災害対策に必要な備蓄資材・機材は各避難施設用の整備と併せて計画し、災害時には適切にかつ有效地に機能が発揮できるよう整備点検を実施する。

第4 医療品等の確保

◎信楽中央病院・水口医療介護センター、公立甲賀病院

1. 計画方針

地震及び風水害等による災害発生の際には、建物の倒壊等により多数の負傷者の発生が予想される。市及び関係機関は、平常時の医療機関の対応能力を超えた負傷者がでる場合の応急活動に備え、あらかじめ医薬品等の確保を図る。

2. 現況

また、県は滋賀県医薬品卸協会と「災害時における医薬品等の供給に関する協定」、一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部と「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」、京都医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害発生時に医療機関等からの要請に基づき、医薬品を供給することとしている。

なお、血液製剤については、県赤十字血液センターが災害発生時に医療機関等からの要請に基づき供給することとしている。

3. 医薬品の確保

医療救護拠点である病院等に、一定の必要な医薬品を備蓄する。また滋賀県医薬品卸協会や市内医療機関に対しても協力を要請しておく。

また、地震及び風水害等による災害時、市の救急救助・医療能力を超える負傷者の発生等に対して、広域的な応援が速やかに得られるよう、医薬品の供給について、あらかじめ近隣及び広域市町並びに関係者等と協定を締結しておく。

【資料編 11.1 備蓄倉庫台帳】

	水口					土山				甲賀			甲南					信楽				合計		
	伴谷	伴谷東	柏木	水口	貴生川	綾野	大野	土山	山内	鶴河	大原	油日	佐山	第1	第2	第3	中部	希望	信楽	雲井	小原	朝宮	多羅尾	
南海トラフ	2,040	836	1,035	2,099	1,858	1,629	448	422	53	30	650	534	295	1,279	398	151	541	1,350	1,505	757	401	159	51	18,521
	11.0%	4.5%	5.6%	11.3%	10.0%	8.8%	2.4%	2.3%	0.3%	0.2%	3.5%	2.9%	1.6%	6.9%	2.1%	0.8%	2.9%	7.3%	8.1%	4.1%	2.2%	0.9%	0.3%	100.0%
頓宮断層	2,081	897	1,061	3,024	1,989	1,913	633	337	40	24	1,211	1,010	549	1,664	492	271	829	1,620	1,287	695	350	141	30	22,148
	9.4%	4.1%	4.8%	13.7%	9.0%	8.6%	2.9%	1.5%	0.2%	0.1%	5.5%	4.6%	2.5%	7.5%	2.2%	1.2%	3.7%	7.3%	5.8%	3.1%	1.6%	0.6%	0.1%	100.0%
木津川断層	1,834	764	886	1,775	1,716	1,409	366	281	47	20	764	830	263	1,151	389	195	533	1,316	1,598	743	439	175	125	17,619
	10.4%	4.3%	5.0%	10.1%	9.7%	8.0%	2.1%	1.6%	0.3%	0.1%	4.3%	4.7%	1.5%	6.5%	2.2%	1.1%	3.0%	7.5%	9.1%	4.2%	2.5%	1.0%	0.7%	100.0%
大鳥居断層	1,978	793	966	1,751	1,717	1,458	240	118	3	6	260	157	154	1,001	328	70	349	1,280	1,439	764	377	163	30	15,402
	12.8%	5.1%	6.3%	11.4%	11.1%	9.5%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%	1.7%	1.0%	1.0%	6.5%	2.1%	0.5%	2.3%	8.3%	9.3%	5.0%	2.4%	1.1%	0.2%	100.0%
信楽断層	1,851	760	920	1,680	1,737	1,410	233	113	2	5	255	155	151	1,009	337	70	357	1,280	1,624	824	428	163	47	15,411
	12.0%	4.9%	6.0%	10.9%	11.3%	9.1%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.7%	1.0%	1.0%	6.5%	2.2%	0.5%	2.3%	8.3%	10.5%	5.3%	2.8%	1.1%	0.3%	100.0%
断層のみ 平均	1,936	804	958	2,058	1,790	1,548	368	212	23	14	623	538	279	1,206	387	152	517	1,374	1,487	757	399	161	58	17,645
	11.2%	4.6%	5.5%	11.5%	10.3%	8.8%	2.0%	1.2%	0.1%	0.1%	3.3%	2.8%	1.5%	6.8%	2.2%	0.8%	2.8%	7.9%	8.7%	4.4%	2.3%	0.9%	0.3%	100.0%
最大人数	2,081	897	1,061	3,024	1,989	1,913	633	337	47	24	1,211	1,010	549	1,664	492	271	829	1,620	1,624	824	439	175	125	22,839
	9.1%	3.9%	4.6%	13.2%	8.7%	8.4%	2.8%	1.5%	0.2%	0.1%	5.3%	4.4%	2.4%	7.3%	2.2%	1.2%	3.6%	7.1%	7.1%	3.6%	1.9%	0.8%	0.5%	100.0%

食料	(食)																							
	1日分食数(3食)	6,243	2,691	3,183	9,072	5,967	5,739	1,899	1,011	141	72	3,633	3,030	1,647	4,992	1,476	813	2,487	4,860	4,872	2,472	1,317	525	375
改め	6,250	2,700	3,200	9,100	6,000	5,750	1,900	1,010	140	70	3,650	3,000	1,650	5,000	1,500	800	2,500	4,900	4,900	2,500	1,350	500	400	68,770
現在備蓄数 (H29.12)																								
備蓄目標数	6,250	2,700	3,200	9,100	6,000	5,750	1,900	1,050	150	100	3,650	3,050	1,650	5,000	1,500	850	2,500	4,900	4,900	2,500	1,350	550	400	69,000
不足数																								▲ 16,645
備蓄率																								75.9

水	(L)																							
	1日分水(3L)	6,243	2,691	3,183	9,072	5,967	5,739	1,899	1,011	141	72	3,633	3,030	1,647	4,992	1,476	813	2,487	4,860	4,872	2,472	1,317	525	375
改め	6,250	2,700	3,190	9,080	5,970	5,740	1,900	1,020	150	80	3,640	3,030	1,650	5,000	1,480	820	2,490	4,860	4,880	2,480	1,320	530	380	68,640
現在備蓄数 (H29.12)																								
地下式耐貯水槽 (M/20mヘッドワタ ンクを1,000個設 置)																								9,000
給水車																								20,000
小計																								3,000
備蓄目標数																								46,856
不足数																								▲ 22,144
備蓄率																								67.9

《 該当箇所 》

第1編 第6章 災害に強いシステムづくりの推進

第5節 受援計画の策定（新設）

第1 応援・受援計画の策定

ページ：I - 6 - 18

《 提案理由 》

受援計画の策定を目指す旨を防災計画に位置づけるもの。

《 提案者 》

総合政策部（[危機管理課]）

第5節 受援計画の策定

第1 応援・受援計画の策定

◎危機管理課

1. 計画方針

平成28年熊本地震においては、いくつかの市町村が大きな被害を受け、応援を受入れた。ただし、受援側、応援側ともに、事前に体制の整備や計画が策定されていない主体も多く、各市町村では混乱が生じ、調整を実施した県においても混乱が見られた。

今後発生が想定される南海トラフ地震や内陸地震等を踏まえ、発災直後の受援の対応について、自組織で取り組まなければならない状況が想定されることから、県の受援計画等との整合を図りながら、応援・受援計画の策定を目指す。

2. 現況

人的・物的応援には様々な応援の枠組みの中で多種多様な業務が対象となっており、受援体制を確立できていない。

3. 事業計画

- (1) 人的・物的支援を効率的かつ効果的に受けができるよう、受援の方法、手順、必要人員・分野等について、発災後の経過時間も考慮した受援計画を定める。
- (2) 受援に必要な資機材を整備する。
- (3) 市町間でのカウンターパートによる相互応援の仕組みを、県、他市町と連携しながら構築する。
- (4) 災害ボランティアを積極的に受ける。

基本的な枠組み	職種・業務別	応援の種類
一般事務		避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査支援 窓口業務(申請相談・申請受け付け等)支援
都道府県からの短期派遣	土木建築系職種 医療・福祉系職種 農林水産系職種 環境系職種 教育系職種 その他	土木・農業土木・林業土木・建築・電気・機械職などの係る業務 医師・看護師・保健師・薬剤師・福祉職などの係る業務 農業・水産・獣医・林業に関連する業務 化学・環境に関連する業務 教諭・児童カウンセラーなどの係る業務 マネジメント支援(幹部職員の派遣)
各都道府県調整による民間団体等の短期派遣	医療系 福祉系 公衆衛生系 水道工事業者等 応急危険度判定 住家被害認定	民間病院等によるDMAT、DPAT 社協、障害者協会、介護事業者等による要介護者、障害者支援及びこころのケア等 病院等による公衆衛生対策等 水道工事業者等による水道応急復旧等 建築士会等による応急危険度判定等 建築士会等による住家被害認定

「職員派遣と業務の関係」

※全国知事会HP「平成28年熊本地震における被災自治体に対する都道府県からの短期派遣の状況とりまとめ」

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」から抜粋

« 該当箇所 »

資料編 10 避難所台帳

緊急避難場所 ページ：資料10-6. 7. 8. 11. 13. 17

« 提案理由 »

地元からの申出により、指定緊急避難場所を加除するもの。

« 提案者 »

虫生野区

杣中区

新城区

頓宮区

毛枚区

田代区

指定緊急避難場所一覧表(水口地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容可能人数 (屋内:2m ² あたり1人 屋外:1m ² あたり1人)	指定避難所との重複
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		
								外線	屋内	屋外			
90	柏木	泉			泉公民館	水口町泉549	地元区・自治会等	62-2856	○	○	○	331	506
91					酒人公民館	水口町酒人578	地元区・自治会等	62-9025	○	○	○	193	321
92		植			植公民館	水口町植243	地元区・自治会等	63-5976	○	○		12	5
93					水辺の里公園	水口町植454	地元区・自治会等				○	0	1,680
94		宇田			宇田公民館	水口町宇田604	地元区・自治会等	62-6538	○	○		150	300
95			東地区		公民館広場 (公民館の東側)	水口町宇田478-1	地元区・自治会等				○	0	550
96			西地区		いこいの広場	水口町宇田569	地元区・自治会等				○	0	600
97		北脇			北脇公民館	水口町北脇1162	地元区・自治会等	62-7731	○	○		204	0
98					北脇ゆうゆう広場	水口町北脇1211-3	地元区・自治会等				○	0	2,120
99		山手			山手区草の根集会所	水口町北脇367-2	地元区・自治会等	62-8941	○	○	○	83	600
100		宮前			宮前集会所	水口町西林口1-63	地元区・自治会等	-	○	○		250	0
101					宮前集会所南側駐車場広場	水口町西林口1-74	地元区・自治会等	-			○	0	1,000
102		大法寺			大法寺集会所	水口町泉4-24	地元区・自治会等	62-7532 (区長室)	○	○		21	0
103					大法寺草の根広場	水口町泉30	地元区・自治会等	-			○	0	500
104		柏貴			柏貴草の根ハウス	水口町宇田874-64	地元区・自治会等	62-8941	○	○		45	15
105					柏貴区中央公園(広場)	水口町宇田874-69	地元区・自治会等	-			○	0	300
106	虫生野	以下以外			虫生野会館	水口町虫生野1099-1	地元区・自治会等	62-2790	○	○	○	165	200
107			レインボータウン・駅前組、駅前住宅	地震時は前の広場へ	虫生野駅前集会所	水口町虫生野384	地元区・自治会等	無	○	○	○	35	91
108			全域		甲賀看護専門学校	水口町虫生野384	地元区・自治会等	65-6071	○	○	○	248	1,150
109	貴生川	貴生川第1			西内貴農事改良センター	水口町貴生川790	地元区・自治会等		○	○		83	165
110					東内貴会館	水口町貴生川454-1	地元区・自治会等		○	○	○	71	1,000
111					西内貴農村公園	水口町貴生川1033	地元区・自治会等				○	0	1,360
112		貴生川第2			貴生川会議所	水口町貴生川305	地元区・自治会等	62-4643	○	○		68	900
113					天理教甲賀大教会	水口町貴生川330	その他	62-2020			○	500	10,000

指定緊急避難場所一覧表(水口地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容可能人数 (屋内:2mあたり1人 屋外:1mあたり1人)	指定避難所との重複	
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震			
外線	屋内	屋外												
114	貴生川	貴生川第3			貴生川児童クラブ	水口町貴生川553	甲賀市	62-2009		○	○	124	3,552	○
115					天理教甲賀大教会	水口町貴生川330	その他	62-2020	○			500	10,000	
116		北内貴			北内貴山尾館	水口町北内貴1000	地元区・自治会等	63-3236	○	○		204	4,000	
117					川田神社社務所	水口町北内貴491		-			○	100	6,000	
118		宇川		河川の洪水の恐れのある場合は、洪水の状況により天理教甲賀大教会を避難場所とする。	宇川会館	水口町宇川1143	甲賀市	62-4109	○	○	○	334	1,205	
119				河川の洪水の恐れのある場合は、洪水の状況により天理教甲賀大教会を避難場所とする。	宇川会議所	水口町宇川2318	地元区・自治会等		○	○	○	215	1,900	
120					天理教甲賀大教会	水口町貴生川330	その他	62-2020	○	○	○	500	10,000	
121		岩坂			岩坂公民館	水口町岩坂98-1	地元区・自治会等	-	○			60	250	
122					貴生川小学校	水口町三大寺437	甲賀市	62-2024		○	○	491	12,298	○
123		高山			高山会館	水口町高山358	地元区・自治会等		○		○	107	0	
124					貴生川小学校	水口町三大寺437	甲賀市	62-2024		○		491	12,298	○
125		三大寺			休養センターいいみち館	水口町三大寺864	地元区・自治会等	62-6302	○	○	○	162	0	
126					かふかの丘区集会所	水口町三大寺962-122	地元区・自治会等	なし	○	○	○	65	100	
127		三本柳			三本柳公民館	水口町三大寺56	地元区・自治会等	なし			○	113	722	
128					貴生川小学校	水口町三大寺437	甲賀市	62-2024	○	○		491	12,298	○
129		牛飼			牛飼公民館	水口町牛飼941	地元区・自治会等		○	○		40	100	
130					牛飼生産森林組合会館	水口町牛飼812-1	地元区・自治会等				○	99	15	
131	袖中	山上			袖中公民館	水口町袖中390	地元区・自治会等	63-7051	○	○	○	40	2,000	
132	袖中				袖中コミュニティセンター袖の郷	水口町袖中408-1	地元区・自治会等	63-7051	○	○	○	143	2,000	
133	山上				休養センターやまびこ館	水口町山上868	地元区・自治会等	62-8800	○	○	○	102	0	
134	貴生川台				山上公民館	水口町山上388-3	地元区・自治会等	62-8800	○	○	○	107	255	
					貴生川台自治会集会所	水口町山上1305	地元区・自治会等	62-0405	○	○	○	46	150	

指定緊急避難場所一覧表(水口地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類				想定収容可能人数 (屋内:2m ² あたり1人 屋外:1m ² あたり1人)	指定避難所との重複	
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流	地滑り	地震	屋内	屋外	
135	新城	中畑		地震時は前の広場へ	中畑集会所	水口町中畑517	地元区・自治会等		○	○	○		116	264	
136				1組東	洪水、土砂災害時は、JAゆうハートつない手へ	平木木材前広場	水口町新城5-1	事業所	-			○	0	1,000	
137		1組西、2組東		地震時は駐車場へ	JAゆうハートつない手	水口町新城520	事業所	65-5650	○	○	○		189	1,000	
138				2組西	地震時は永福寺前公園へ	新城会議所	水口町新城63-1	地元区・自治会等		○	○		24	0	
139		3組		地震時は前の公園へ	永福寺	水口町新城61	地元区・自治会等	62-2630	○	○	○		111	400	
140				4組東、6組、カントリーヒル		新城草の根集会所	水口町新城373	地元区・自治会等		○	○	○	49	500	
141		5組東			市有地空地	水口町新城357	甲賀市				○	0	160		
142				4組中		さわらびグループホーム 心くの木	水口町新城338	その他	63-2460	○	○	○	145	300	
143		4組西、5組西、日の出、竜ヶ丘			市営住宅竜が丘団地集会所	水口町新城1424-2	甲賀市			○	○	○	34	800	
144	岩上	城が丘		地震時は前の広場へ	城が丘団地集会所	水口町新城625-129	地元区・自治会等	なし	○	○	○		61	1,000	
145					つつじが丘集会所	水口町新城785	地元区・自治会等		○	○	○		75	270	
146		今郷			今郷公民館	水口町今郷827	地元区・自治会等	62-7285 (有線)	○	○			68	380	
147					今郷区民グラウンド	水口町今郷1699	地元区・自治会等				○	0	3,000		
148		嵯峨			嵯峨草の根ハウス	水口町嵯峨1307	地元区・自治会等	62-4629	○	○			30	200	
149					岩上総合運動公園	水口町嵯峨2992	甲賀市	-			○	0	5,000		
150	和野	和野地区			和野草の根集会所	水口町和野1194	地元区・自治会等	62-4626	○	○			146	335	
151				東和野地区	八幡神社境内	水口町和野951	地元区・自治会等				○	0	380		
152		西和野地区			意願寺境内	水口町和野1904	地元区・自治会等				○	0	180		
153	西ヶ瀬				市営住宅竜が丘団地集会所	水口町新城1424-2	甲賀市	無	○	○	○		34	800	

指定緊急避難場所一覧表(土山地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容可能人数 (屋内:2m ² あたり1人 屋外:1m ² あたり1人)	指定避難所との重複
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		
47	大野	頓宮			頓宮公民館	土山町頓宮768	地元区・自治会等	67-0800	○	○		80	300
47					頓宮コミュニティセンター	土山町頓宮770-1	地元区・自治会等	70-0041	○	○	○	118	2,200
48					頓宮農村広場	土山町頓宮760、766	甲賀市	-		○		0	2,500
49		前野			前野集会所	土山町前野588	地元区・自治会等	67-0891	○	○	○	129	0
50					前野区民広場	土山町前野209	地元区・自治会等	-		○		0	4,000
51		市場			市場区自治会館	土山町市場170-1	地元区・自治会等	67-0034	○	○	○	131	2,338
52		徳原			徳原区自治会館	土山町徳原296-3	地元区・自治会等	67-0203	○	○	○	109	200
53		三軒家			大野公民館	土山町大野2154	甲賀市	67-0001	○	○	○	78	1,000 ○
54		片山			片山集会所	土山町大野2328	地元区・自治会等	67-0096	○	○		94	502
55					片山区民広場	土山町大野6559-1他3筆	地元区・自治会等			○		0	1,260
56		今宿			今宿公民館	土山町大野2633-1	地元区・自治会等	70-0007	○	○	○	34	380
57		里			里草の根ハウス(若王寺境内)	土山町大野1856	地元区・自治会等	70-2275	○	○	○	124	600
58		新里			新里老人憩の家	土山町大野4813	地元区・自治会等	67-0927	○	○	○	30	600
59		末田	西組 中組		梅田会館	土山町大野5221-24	甲賀市	67-0025	○	○		110	0
60					梅田会館 第2駐車場	土山町大野4150-7	甲賀市	-		○		0	490
61			東組 北組		末田小運動場	土山町大野3980他	甲賀市	-		○		0	2,200
62		寺前			里公民館	土山町大野1874	地元区・自治会等	67-1222	○	○	○	100	50
63		布引			滋賀県立淡海学園	土山町大野283-20	滋賀県	67-0149	○	○	○	423	6,700 ○
64		第2緑ヶ丘			片山集会所	土山町大野2328	地元区・自治会等	67-0096	○	○		94	502
65					片山区民広場	土山町大野6559-1他3筆	地元区・自治会等			○		0	1,260
66	香野団地	香野団地			大野公民館	土山町大野2154	甲賀市	67-0001	○	○	○	78	1,000 ○

指定緊急避難場所一覧表(甲賀地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			想定収容可能人数 (屋内:2m ³ あたり1人 屋外:1m ³ あたり1人)	指定避難所との重複	
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震			
								外線	屋内	屋外				
16	油日	油日	全域	地震時は西のグランドへ	油日会館	甲賀町油日2522	地元区・自 治会等	88-3266	○	○	○	223	576	
17		上野	全域		上野会館	甲賀町上野2416	地元区・自 治会等	88-3746	○	○	○	188	1,177	
18		鹿深台	全域		鹿深台草の根ハウス	甲賀町鹿深台180-187	地元区・自 治会等	88-4197	○	○	○	100	400	
19		田堵野	全域	地震時は駐車場へ	田堵野会館	甲賀町田堵野828	地元区・自 治会等	88-3475	○	○	○	185	1,100	
20		滝	全域		滝公民館	甲賀町滝851-3	地元区・自 治会等	88-3849	○	○		119	894	
21					龍福寺境内	甲賀町滝856	地元区・自 治会等	-			○	0	894	
22		毛牧	全域	地すべり区域のため危険性が高まつたら油日小学校に避難してください。	老人憩いの家毛牧荘	甲賀町毛牧1177	地元区・自 治会等	88-5336		○		43	100	
23					大福寺公民館 (第2公民館跡地)	甲賀町毛牧95	地元区・自 治会等	-			○	0	756	
24					毛牧倉庫前空地	甲賀町毛牧1176	地元区・自 治会等	-			○	0	170	
25					油日小学校	甲賀町上野1322	甲賀市	88-2079	○	○		335	7,911 ○	
26		和田	全域		和田公民館	甲賀町和田461	地元区・自 治会等	88-2948	○	○		86	0	
27					老人憩の家	甲賀町和田192	地元区・自 治会等	53-7153 (有線)	○	○	○	55	0	
28		高嶺	全域		草の根ハウス高嶺会館	甲賀町高嶺383	地元区・自 治会等	88-5306	○	○		111	647	
29					いきいき公園	甲賀町高嶺383	地元区・自 治会等	-			○	0	1,900	
30	佐山	小佐治	1組、2組		小佐治老人憩いの家 やすらぎ荘	甲賀町小佐治361	地元区・自 治会等	-	○	○	○	38	95	
31			その他の地域		甲賀もちふる里館	甲賀町小佐治2121-1	甲賀市	88-5841		○	○	63	0	
32				0.5m未満の浸水の可能性があるので、移動時には十分に注意が必要。浸水の可能性が高まつた場合には2階以上に避難してください。	佐山小学校	甲賀町小佐治2922	甲賀市	88-4077	○			405	6,532 ○	
33		神保	全域		神保自治会館	甲賀町神保1358-3	地元区・自 治会等	70-2060	○	○	○	200	750	
34		隠岐	全域		隠岐集会所	甲賀町隠岐1304	地元区・自 治会等	70-0054	○			210	500	
35					隠岐集会所 駐車場	甲賀町隠岐2828	地元区・自 治会等	70-0054			○	0	1,200	
36				敷地の一部が土砂災害警戒区域にあるため土砂災害の可能性が高まつた場合には山側から離れるか2階以上に避難してください。	佐山小学校	甲賀町小佐治2922	甲賀市	88-4077		○		405	6,532 ○	
37		岩室	東地区	地震時は、甲賀木彩館へ	大福寺	甲賀町岩室1171	地元区・自 治会等	88-4427	○	○		126	0	
38			西地区	地震時は、甲賀木彩館へ	善福寺荘	甲賀町岩室2267-5	地元区・自 治会等	53-7090	○	○		100	0	

指定緊急避難場所一覧表(信楽地域)

NO	学区	区・自治会	地域地区	留意事項	施設・場所名	所在地	施設管理者	連絡先	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複	
									洪水 内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震		
1	信楽	長野	1区(本町、間屋町、馬場町、北出町、北新町、旭町)	地震時は信楽開発センターへ	信楽伝統産業会館	信楽町長野1142	甲賀市	82-2345	○	○		108	0
2			2区(大窓町、東二本丸町、上二本丸町、新二本丸町、みどりが丘、広芝町、つくしが丘町、陶生町)	洪水の危険性が高まつたら二本丸会館へ	谷川会館	信楽町長野1384-46	地元区・自治会等	82-2811	○	○	○	298	950
3			ハイランド町		二本丸会館	信楽町長野1384-103	地元区・自治会等		○	○	○	75	0
4			3区(焼屋町、末広町、中出町、中町、辻町、福島町)、4区(栄町、愛宕町、新町、元町)	洪水時は栗林会館へ	信楽開発センター	信楽町長野1251	甲賀市	82-1121		○	○	162	0
5			5区(大正町、材木町、松尾町、南松尾町)		信楽地域市民センター	信楽町長野1203	甲賀市	82-1121		○		106	4,000 ○
6					栗林会館	信楽町長野582	地元区・自治会等		○	○	○	63	0
7	神山	北新田町			北新田老人憩いの家	信楽町神山44	地元区・自治会等		○			35	50
8		南新田町			南新田老人憩いの家	信楽町神山826-1	地元区・自治会等		○			55	96
9		城村町、向出町、西側町、下出町			神山会館	信楽町神山1357	地元区・自治会等	82-0012	○	○	○	215	2,881
10		全域			信楽中学校	信楽町江田950	甲賀市	82-0133	○	○	○	617	12,426 ○
11	江田	丸の内、本町、日吉、本町			江田老人憩いの家丸の内分館	信楽町江田470-3	地元区・自治会等		○	○		29	70
12					江田福祉会館	信楽町江田592	地元区・自治会等		○	○		124	250
13					江田老人憩いの家	信楽町江田470-3	地元区・自治会等			○		57	70
14					江田本町会館(本町会館)	信楽町江田157-1	地元区・自治会等			○	○	61	70
15	田代				旧田代高原の郷	信楽町田代 212	地元区・自治会等	82-1313	○	○	○	118	1,650
16					田代交流館	信楽町田代 564	地元区・自治会等	82-4011	○	○	○	220	597
16			地震時は前の広場へ		田代草の根ハウス	信楽町田代564	地元区・自治会等	82-4011	○		○	177	587
17	畠				畠公民館	信楽町畠617	地元区・自治会等	82-2638	○			107	300
18					天理教柳北信分教会(小畠地区)	信楽町畠720	その他	82-1755	○	○		150	0
19					MIHO美学院	信楽町畠369	その他	82-3435	○	○	○	3,000	0